

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月10日
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 重富 崇史
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画管理部長 武本 遼祐
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画管理部長 武本 遼祐
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月10日開催の取締役会の決議において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社取締役（社外取締役を含む。監査等委員を除く。）及び従業員（以下総称して「対象者」といいます。）に対し、自己株式（以下「本割当株式」といいます。）の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）銘柄

ReYuu Japan株式会社 普通株式

（２）発行数

60,000株

（３）発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格 326円

（ ）資本組入額 該当ありません

（注）発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、2026年3月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である326円としております。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（４）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）発行価額の総額 19,560,000円

（ ）資本組入額の総額 該当ありません

（注）発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本取締役会決議日直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である326円を基準として算出した見込み額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（５）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

（６）当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2名 28,000株

当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2名 6,000株

当社従業員 3名 26,000株

（７）勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

（８）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして、当社から対象者に対して支給される金銭債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

譲渡制限期間

対象者は、2026年3月25日（処分期日）から2029年3月24日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社の取締役または従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（ 9 ）当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象者が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象者からの申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

（ 10 ）本割当株式の払込期日

2026年 3月25日

（ 11 ）振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

以 上